

地方交付税法等の一部を改正する法律要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の改正

所得税の収入額に対する地方交付税の率を一・一パーセント引き上げ三十三・一パーセントとし、法人税の収入額に対する地方交付税の率を〇・九パーセント引き下げ三十三・一パーセントとし、酒税の収入額に対する地方交付税の率を十八パーセント引き上げ五十パーセントとし、たばこ税を地方交付税の対象税目から除くこと。

二 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成二十七年分通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六千七百億円、平成二十七年分における法定加算額三千九百二十六億円及び臨時財政対策のための特例加算額一兆四千五百二十九億三千七百七十五万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額三千億円、同特別会計借入金利子支払額千六百十四億円及び平成二

十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十七年  
年度から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八百  
二十七億三千六百万円を控除した額とすること。

(二) 平成二十八年度から平成四十二年度までの各年度における地方交付税の総額について、三十二億円  
を加算すること。

(三) 財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交  
付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例を設けること。

### 三 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 地方創生に要する経費の財源を措置するため、「地域の元気創造事業費」に加え、当分の間の措置  
として「人口減少等特別対策事業費」を設けること。

(二) 平成二十七年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けること。

(三) 子ども・子育て支援新制度の実施、地域包括ケアシステムの構築、国民健康保険への財政支援の拡  
充、介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化、生活困窮者の自立支援に要する経費の財源を充実す

ること。

(四) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。

(五) 住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を充実すること。

(六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

#### 四 基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十七年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

#### 五 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十七年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関

し、必要な特例措置を設けること。

## 六 震災復興特別交付税に関する特例

- (一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成二十七年度分の地方交付税の総額に五千八百九十八億千八百五万六千円を加算すること。
- (二) 平成二十七年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- (三) 平成二十七年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- (四) 平成二十七年度及び平成二十八年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。
- (五) 平成二十七年度及び平成二十八年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。

七 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

一 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長すること。

二 その他所要の改正